



熊本県公報

第 1 2 4 7 0 号
平成 27 年 11 月 13 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定・	（障がい者支援課）	1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の更新・	（ 〃 ）	2
○喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録	（高齢者支援課）	2
○喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録	（ 〃 ）	2
○保安林の指定	（森林保全課）	2
○漁船保険付保義務の消滅（竜北町加入区）	（団体支援課）	3
○漁船保険付保義務の消滅（有明町加入区）	（ 〃 ）	3
○熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の一部改正	（ 〃 ）	3
○保安林の指定に関する予定	（森林保全課）	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新	（障がい者支援課）	4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定	（ 〃 ）	4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の辞退	（ 〃 ）	4
○身体障害者福祉法第 1 5 条第 1 項の規定に基づく医師の指定	（ 〃 ）	5
○種畜証明書書の書換交付	（畜産課）	5
○道路の区域変更	（道路保全課）	5
○道路の区域変更	（ 〃 ）	5
○道路の区域変更	（ 〃 ）	6
○道路の供用開始	（ 〃 ）	6
○平成 2 7 年度広域農地 G I S 設計開発業務に係る一般競争入札の参加資格等	（技術管理課）	6
公 告		
○熊本都市計画道路の変更（熊本市決定）	（都市計画課）	7
○熊本都市計画地区計画の決定（熊本市決定）	（ 〃 ）	7
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	（建築課）	7
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	（ 〃 ）	8
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	（ 〃 ）	8
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	（ 〃 ）	8
○県営土地改良事業の変更	（農村計画課）	8
○県営土地改良事業の決定	（ 〃 ）	8
○農用地利用配分計画の認可申請	（農地・農業振興課）	9
○平成 2 7 年度広域農地 G I S 設計開発業務に係る一般競争入札の実施	（技術管理課）	9
○特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定	（税務課）	12
登 載 依 頼		
○平成 2 7 年度第 4 回熊本県感染症発生動向調査企画委員会の開催	（感染症発生動向調査企画委員会）	13
○第 5 5 回熊本県環境審議会の開催	（環境審議会）	13
○平成 2 3 年 2 月 8 日熊本県教育委員会告示第 1 号（口頭による開示請求をすることができる個人情報）の一部改正	（教育政策課）	14

告 示

熊本県告示第 9 8 0 号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、

同法第69条の規定により公示する。
平成27年11月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
エビス薬局千丁店 八代市千丁町古閑出616番地3	平成27年11月1日

熊本県告示第981号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。
平成27年11月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
さくら調剤薬局臨港店 八代市大村町344番地1	平成27年11月1日

熊本県告示第982号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。
平成27年11月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録年番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人敬愛会 八代市日奈久塩北町字井出の上2905番地	介護老人保健施設 ハピネスケア日南 八代市日奈久塩北町2922番地	431100257	平成27年11月2日	介護老人保健施設

熊本県告示第983号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。
平成27年11月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録年番号	登録年月日	サービスの種類
株式会社ライフサポート 八代市豊原下町4177番地1	訪問介護事業所に ここ 八代市豊原下町4177番地1	431100269	平成27年11月2日	訪問介護
株式会社ライフサポート 八代市豊原下町4177番地1	デイサービスに ここ 八代市豊原下町4177番地1	431100270	平成27年11月2日	通所介護

熊本県告示第984号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成27年11月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 保安林の所在場所 熊本県天草市有明町大浦字赤瀬638番2

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第985号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により平成23年11月11日熊本県告示第1130号で公示した竜北町加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が平成27年11月10日限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成27年11月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県告示第986号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により平成23年11月11日熊本県告示第1131号で公示した有明町加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が平成27年11月10日限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成27年11月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県告示第987号

熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成27年11月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の一部を改正する要項
熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項（平成24年熊本県告示694号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び熊本県阿蘇火山活動等降灰対策資金金融通措置要項第2に規定する熊本県阿蘇火山活動等降灰対策資金」を「、熊本県阿蘇火山活動等降灰対策資金金融通措置要項第2に規定する熊本県阿蘇火山活動等降灰対策資金及び平成27年台風被害対策農業資金金融通措置要項第2に規定する平成27年台風被害対策資金」に改める。

第3条第1項ただし書中「及び熊本県家畜疾病経営維持資金」を「、畜産経営改善緊急支援資金及び熊本県鳥インフルエンザ対策経営安定資金」に改める。

第4条第3項ただし書中「大家畜・養豚特別支援資金、畜産経営維持緊急支援資金及び熊本県家畜疾病経営維持資金」を「大家畜経営改善支援資金、大家畜・養豚特別支援資金、畜産経営維持緊急支援資金、畜産経営改善緊急支援資金及び熊本県鳥インフルエンザ対策経営安定資金」に改める。

第9条第2項中「及び熊本県阿蘇火山活動等降灰対策資金金融通措置要項」を「、熊本県阿蘇火山活動等降灰対策資金金融通措置要項及び平成27年台風被害対策農業資金金融通措置要項」に改める。

別表第1に次のように加える。

平成27年台風被害対策資金	平成27年台風被害対策農業資金金融通措置要項別表1(1)及び別表1(2)のB欄及びC欄に定める率
---------------	--

附 則

この要項は、平成27年11月13日から施行し、改正後の熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の規定は、平成27年度分の熊本県農業制度資金利子補給費補助金から適用する。

熊本県告示第988号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成27年11月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市河浦町河浦字中山540番5、564番1、字柳迫566番2、570番2、571番、576番1から576番3まで、577番、字上道703番、704番、723番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字中山540番5・564番1・字柳迫570番2・字上道704番・723番1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第989号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。
平成27年11月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
みらい薬局 人吉市駒井田町210番地15	平成27年10月1日
訪問看護ステーションきらら 八代郡氷川町島地1644番地2	平成27年10月1日
公立玉名中央病院 玉名市中1950番地	平成27年11月1日
たらぎ調剤薬局 球磨郡多良木町大字多良木2905番地1	平成27年11月1日
さくら調剤薬局臨港店 八代市大村町溝口344番地1	平成27年11月1日
あおい調剤薬局 人吉市上青井町180番地23	平成27年11月1日

熊本県告示第990号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。
平成27年11月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
おおづ調剤薬局 菊池郡大津町大津字門出1207番地7	平成27年10月1日

熊本県告示第991号

次のとおり障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第69条の規定により公示する。
平成27年11月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(育成医療・更生医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	辞退年月日
矢部調剤薬局 上益城郡山都町浜町170番地1	平成27年9月1日

熊本県告示第992号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により身体障害者手帳の交付に係る診断を行う医師として次の医師を指定したので、熊本県身体障害者福祉法施行規則（平成7年熊本県規則第16号）第2条第1項の規定により告示する。
平成27年11月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

診療科目	医師の氏名	医療機関の名称及び所在地	指定年月日
整形外科	橋本 憲臓	独立行政法人地域医療機能推進機構熊本総合病院 八代市通町10番10号	平成27年9月30日
内科	枇杷 剛	医療法人洗心会荒尾中央病院 荒尾市増永1544番地1	平成27年9月30日
眼科	榮木 大輔	山鹿市民医療センター 山鹿市山鹿511番地	平成27年9月30日

熊本県告示第993号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨の通報を受けたので、同条第2項の規定により公示する。
平成27年11月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
21501180003	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県阿蘇市一の宮町宮地5634-2 熊本県畜産農業協同組合阿蘇支所	北海道河東郡音更町駒場並木8番1 独立行政法人家畜改良センター十勝牧場

熊本県告示第994号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成27年11月13日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成27年11月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	内牧坂梨線	阿蘇市大字山田字鷺の石 1626番2地先から 同所 1641番地先まで	前	6.3 ～ 21.1	141.0	単道改
			後	9.0 ～ 21.5	141.0	

2 区域を変更する期日 平成27年11月13日

熊本県告示第995号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成27年11月13日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年11月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	玉名八女線	玉名郡南関町大字関東字番匠田 839番1地先から 玉名郡南関町大字関東字影平 1069番5地先まで	前	11.0 ～	540.0	旧道移管
				37.7 ～		
			後	10.0 ～	540.0	
				11.0 ～		

2 区域を変更する期日 平成27年11月13日

熊本県告示第996号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年11月13日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年11月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	田代御船線	上益城郡御船町大字上野字尾畑 4501番2地先から 同所 4315番地先まで	前	15.8 ～	107.0	活力基盤改築
				28.5 ～		
			後	44.6 ～	107.0	
				44.6		

2 区域を変更する期日 平成27年11月13日

熊本県告示第997号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年11月13日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年11月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	矢部阿蘇公園線	上益城郡山都町大字御所字尾畑 1998番1地先から 同所 2003番地先まで	60.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成27年11月13日

熊本県告示第998号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成27年11月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

平成27年度広域農地GIS設計開発業務

- 2 入札参加資格
 - 1 8年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査のうち業務区分が「委託」、業種が「情報処理業務」、詳細業種が「情報システム全般の設計、開発、維持管理」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
 - 2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
 熊本県出納局管理調達課管理班
 郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
 公告の日から平成27年11月30日(月)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査結果の通知
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成30年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
 (5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成29年10月1日から平成29年11月30日(閉庁日を除く。)までに行う。

公 告

熊本県公告第736号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により熊本市から熊本市都市計画道路(パイン通り線外1線)の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。
 平成27年11月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第737号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により熊本市から熊本市都市計画地区計画(近見3丁目地区地区計画)の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。
 平成27年11月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第738号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
 平成27年11月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 上益城郡嘉島町大字下仲間字天神免97番1、同98番、同99番、同100番、同101番、同102番、同103番、同104番、同105番、同106番及び里道の一部
 8,109.82平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
 熊本市西区上熊本二丁目1番30号
 株式会社ハタノ

熊本県公告第739号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成27年11月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字三角2086番136
247.73平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市南区十禅寺二丁目2番31号 東かねさコーポ201
石川 勝也

熊本県公告第740号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成27年11月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字榎ノ本246番1
1,048.34平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市須屋1061番地
後藤 秀一

熊本県公告第741号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成27年11月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字北原815番2の一部及び同815番6の一部
990.17平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市御代志722番地1
社会福祉法人山紫会

熊本県公告第742号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営天草中央中地区（栢の原工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成27年11月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営天草中央中地区（栢の原工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成27年11月16日から平成27年12月14日まで
- 3 縦覧場所
天草市役所

熊本県公告第743号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営美里地区（今工区）土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成27年11月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営美里地区（今工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し

- 2 縦覧期間
平成27年11月16日から平成27年12月14日まで
- 3 縦覧場所
美里町役場

熊本県公告第744号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成27年11月13日から同月26日までの間、熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課において公衆の縦覧に供する。
平成27年11月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
芹口 正八	阿蘇郡高森町大字永野原	阿蘇郡高森町大字菅山字北下尾野97 1番ほか2筆

- 2 申請年月日
平成27年11月2日

熊本県公告第745号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成27年11月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
平成27年度広域農地GIS設計開発業務
- (2) 業務に係る発注・契約担当部局
熊本県農林水産部農村振興局技術管理課総務班
- (3) 業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
- (4) 業務委託の内容
平成27年度広域農地GIS設計開発業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (5) 委託期間
契約締結の日から平成28年3月29日まで
- (6) 履行場所
熊本県農林水産部農村振興局技術管理課（OA室）及び受託者事務所
- (7) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (8) 入札金額
入札金額は、本委託業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
- (9) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を準用する。
- (10) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- (11) 低入札価格調査の設定
この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているので、基準価格

- を、事後の事情聴取に協力すること。
- 2 入札参加者の必要事項
 - (1) 次の(1)から(8)までの条件の全てを満たす者であること。
 - ア 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有する者と決定された者のうち業務区分が「委託」、業種が「情報処理業務」、詳細業種が「情報システム全般の設計、開発、維持管理」に登録されている者であり、競争入札参加資格を有している者で、本入札参加資格審査申請書の内容の変更届を提出した後に、入札参加資格を有している者が、3(3)の競争入札参加資格確認申請書の提出期間内に当該登録内容の変更が間に合わない場合がある。
 - イ 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）受付期間公告の日から平成27年11月30日（月）午後5時まで
 - ウ 競争入札参加資格審査申請書提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - エ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードする。
 - オ 提出方法
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する受付期間内に必着とする。
 - カ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
 - キ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
 - ク 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
 - ケ 仕様書第10の地図情報システム要件を満たすこと。
 - コ 入札時点及び開札時点において、ISO9001の認証を受けていること。
 - コ 入札時点及び開札時点において、ISO/IEC27001の認証を受けていること。
 - コ 入札時点及び開札時点において、一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマーク付与（プライバシーマークの使用を許諾することをいう。）を受けていること。
 - 3 入札参加のための確認申請
 - (1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(8)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

 - ア 競争入札参加資格確認申請書
 - イ 仕様書第10の地図情報システム要件を満たしていることを証する書類
 - ウ ISO9001の認証を受けていることを証する登録証等の写し
 - エ ISO/IEC27001の認証を受けていることを証する登録証等の写し
 - オ プライバシーマーク付与を受けた事業者であることを証する登録証等の写し
 - (2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからオまでに掲げる書類を電子入札システムにより、1つのファイルに集約した上で提出すること。ただし、(1)アに添付する(1)イからオまでの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等、1つのファイルに集約できない場合は、(1)イからオまでの書類の目録を(1)アの書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イからオまでの書類は提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)アからオまでに掲げる書類を書面で提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
 - (3) 提出期間

公告の日から平成27年12月10日（木）午後5時まで
 - (4) 提出先

1(3)に掲げる入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班
 - (5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
 - 4 入札手続等
 - (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から平成27年12月10日（木）

午後5時まで受け付ける。

- (2) 仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から平成27年12月25日(金)まで行う。

- (3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成27年12月24日(木)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成27年12月25日(金)午前10時

(イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県出納局管理調達課管理班(県庁行政棟本館2階)

- (ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成27年12月24日(木)(必着)までに1(3)の入札担当部局(熊本県出納局管理調達課管理班)へ書留郵便で送付すること。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」と「親展」と朱書きし、中封筒の表に委託業務の名称及び開札日時を朱書きし、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書きした上で、委託業務の名称を朱書きし、中封筒の中に再入札書を入れること。

- (4) 開札の方法及び日時等

開札は電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

- (5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

- (6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札

イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

- (7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められたときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- (8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者とならざるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを實施し、落札者を決定する。

なお、本入札は地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行ったものは、最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とならない場合がある。

- (9) 入札保証金

免除する。

5 契約について

- (1) 契約書の作成の要否

要

- (2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月

- 29日から12月31日までの日の日数は、算入しない。)を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日の日数は、算入しない。)を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- ア 納付期限 5(3)の期限
イ 提出場所 1(2)の発注・契約担当部局
熊本県農林水産部農村振興局技術管理課総務班
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の業務内容全般(仕様書、確認申請等)に関すること
本公告に係る発注・契約担当部局
熊本県農林水産部農村振興局技術管理課総務班
電話番号 096-333-2404
ファックス番号 096-383-6581
- イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続(紙入札移行承認等)に関すること
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 電子入札システムの操作方法に関すること
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除く。)
- 8 Summary
- (1) Name and Content of Consignment
2015 Regional Farmland GIS Design and Development Operation
- (2) Date and Place for tender:
Date: December 25, 2015
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division (熊本県出納局管理調達課)
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Rural Promotion Bureau Technology Management Division
Department of Agriculture, Forestry and Fisheries
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2404
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第746号

特定調達契約につき随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という)第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条の規定により、次のとおり公示する。

平成27年11月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成27年度くまもと県税システム改修(税制改正に係る法人二税対応等)業務一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部市町村・税務局税務課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成27年10月7日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
東京都江東区豊洲三丁目3番3号
- 5 随意契約に係る契約金額
50,760,000円（うち消費税及び地方消費税の額3,760,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約による理由
特例政令第10条第1項第2号の規定による。

登載依頼

熊本県感染症発生動向調査企画委員会公告第3号

平成27年度第4回熊本県感染症発生動向調査企画委員会の会議を次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成27年11月13日

熊本県感染症発生動向調査企画委員会
委員長 高木 一孝

- 1 開催日時
平成27年11月18日（水）
午後7時から午後9時まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟新館 8階 職員研修室
- 3 議題
平成27年10月分の感染症発生動向調査の解析評価について
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、会議の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
(3) 会議中、公開になじまない事項を審議する必要がある場合は、会議を途中で非公開とする場合がある。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県感染症発生動向調査企画委員会事務局（熊本県健康福祉部健康危機管理課）
（電話096-333-2240）

熊本県環境審議会公告第7号

第55回熊本県環境審議会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。

平成27年11月13日

熊本県環境審議会会長 嶋田 純

- 1 開催日時
平成27年11月20日（金） 10時から12時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺公園28-51
熊本テルサ 3階 たい樹
- 3 議事
(1) 審議事項
ア 第五次熊本県環境基本計画について
(2) 報告事項
ア 市房鳥獣保護区市房特別保護地区の指定について
イ 白髪岳鳥獣保護区白髪岳特別保護地区の指定について
ウ 第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）の変更について
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催時刻までに当該審議会の会場において、審議会事務局

の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
 (2) 傍聴の手続は、会場にて午前9時30分から先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県環境審議会事務局（熊本県環境生活部環境局環境立県推進課）
 （電話096-383-1111 内線7321）

熊本県教育委員会告示第15号

平成23年2月8日熊本県教育委員会告示第1号（口頭による開示請求をすることができる個人情報）の一部を次のように改正する。

平成27年11月13日

熊本県教育委員会委員長 木之内 均

表中熊本県職員の項の次に次のように加える。

熊本県非常勤職員採用試験（熊本県教育政策課総務班業務）	総合得点及び順位	合格発表の日から1月	教育政策課
-----------------------------	----------	------------	-------